

令和3年度総務省行政事業レビュー公開プロセス

令和3年6月15日

【原官房長】 ただいまから令和3年度総務省行政事業レビュー公開プロセスを開始いたします。

私は、総務省行政事業レビュー推進チームの統括責任者の大臣官房長、原と申します。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議システムを用いて実施しております。開催に当たり、留意事項を事務局から説明いたします。

【藤田会計課長】 私は、会計課長の藤田と申します。先生方におかれましては、発言される場合は挙手いただきまして、進行役が確認して指名いたします。また、進行役から指名させていただくことがございます。なお、レビューシートをはじめとした各種資料については、事前に総務省のホームページの行政レビューのページに掲載しております。公開性、透明性を十分に確保した形で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【原官房長】 それでは、議論に先立ちまして、本日まで出席いただいております有識者の先生方をご紹介させていただきます。

まず、本日の議題の取りまとめ役をお願いしております、明治大学名誉教授、株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長の北大路信郷先生です。

【北大路座長】 よろしく申し上げます。

【原官房長】 次に、日本大学総合科学研究所客員教授の有川博先生です。

【有川】 有川です。よろしくお願いいたします。

【原官房長】 次に、公益財団法人交通協力会常務理事の石堂正信先生です。

【石堂】 石堂です。よろしくお願いいたします。

【原官房長】 次に、株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長の末松弥奈子先生です。

【末松】 末松です。よろしくお願いいたします。

【原官房長】 次に、株式会社PHP研究所取締役・専務執行役員の永久寿夫先生です。

【永久】 よろしく申し上げます。

【原官房長】 次に、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授の西出順郎先生です。

【西出】 よろしく申し上げます。

【原官房長】 有識者の先生方におかれましては、ご多用のところ、今回の公開プロセスにご参加いただき、誠にありがとうございます。本日は忌憚のないご議論をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

なお、総務省行政事業レビュー推進チームから、副統括責任者の藤田官房会計課長、栗田官房政策評価広報課長が参加いたします。

それでは、本日のスケジュール等について、事務局から説明をお願いいたします。

【藤田会計課長】 今回、総務省では、3件の事業を取り上げさせていただいております。1つ目が緊急消防援助隊の機能強化、2つ目が過疎地域振興対策等に要する経費、3つ目が戦略的情報通信研究開発推進事業のうち、異能v a t i o nプログラムでございます。この順によりまして、それぞれ約1時間を1コマとしてご議論いただきたいと存じます。

詳細の時間割につきましては、お手元に配付しております公開プロセス時間割のとおりでございます。

(1) 緊急消防援助隊の機能強化

【原官房長】 それでは、早速ですが、本日最初の事業であります、緊急消防援助隊の機能強化の議論に入ります。

まず、最初に担当部局から資料に沿って説明をお願いします。

【説明者】 消防庁広域応援室長、北澤でございます。よろしくお願ひいたします。

緊急消防援助隊機能強化のロジックモデルからご説明いたします。左側の欄、課題でございます。南海トラフ地震等に対します緊急消防援助隊、現在の登録隊数では足りないということで、これを増やす必要があるという課題があります。

2つ目にあります、気候変動によりまして激甚化、頻発化している豪雨災害を踏まえまして、浸水被害や孤立地域からの対応力の強化が課題となっております。

3つ目、国際的なイベントを控える中、NBCテロ災害への対応の必要があります。

4つ目、ソフト面での対応の強化ということで、高度・専門性の高い資機材の習熟、広域・長期に及ぶ消防活動などの課題があります。

真ん中の欄です。国のほうでこの課題に対しましてどのような活動をしておるのか。

まず、総務大臣が基本計画を立てております。この緊援隊に関する基本計画に基づきまして、登録目標隊数を6,000隊から6,600隊に増強するということになっております。

それから、先ほどの課題に対応した、土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊の制度を創設しております。

それから、緊急消防援助隊の補助金等によりまして、その車両を整備していったって、緊急消防援助隊への登録を促していくということをしております。

一番下にありますソフト面の対応ということで、ブロック単位あるいは全国での訓練を行ってっております。

右上、アウトプットですけれども、先ほど申しました国の支援制度、補助金及び無償使用制度を活用しまして車両を整備していく、国としての財政支援を行っていくということでございます。

それに対するアウトカム、その下でございます。自治体において、緊急消防援助隊への登録申請を行っていきまして、緊急消防援助隊の登録隊数そのものを増やしていくということ、先ほどの土砂・風水害機動支援部隊等の部隊を実際につくっていくということがアウトカムでございます。

右下、インパクト。緊急消防援助隊の機能強化によって、国民・社会への影響ですけれども、大規模災害時に迅速かつ確に緊急消防援助隊が出動・活動を行い、国民の安心・安全を守る。これがインパクトでございます。

それと補足的な説明を、説明資料に沿ってしてまいりたいと思います。

まず、1ページ目、広域応援の仕組みですけれども、左上、消防は基本的には市町村の消防責任の原則となっております。ただ、それだけでは、地域の消防力だけでは災害への対応が不足する、特殊な資機材が要するという場合、左下のように、まず県で対応する。さらにそれより大きな災害、国家的な災害については、右上にあります緊急消防援助隊による対応になります。

消防の強みとして、消火、救助、救急、それから地域事情に詳しいということがありますので、大規模災害時にこういった消防の強みを生かして、効果的・迅速に全国の消防による広域応援の仕組みをつくったものが緊急消防援助隊でありまして、平成7年阪神・淡路大震災の教訓を踏まえてつくっております。

緊急消防援助隊の機能の仕組みは下の絵にありますけれども、被災しました地元の知事からの応援要請がありまして、それに対して、国、消防庁長官が出動の求め、あるいは指示をするということができまして、緊急消防援助隊が出動するという仕組みになっております。

続いて3ページに参ります。この緊急消防援助隊の出動の実績ですけれども、真ん中にありますように平成23年東日本大震災、大きな活動をしております。それ以降、近年激甚化している豪雨災害への対応が増えておりまして、出動が頻繁にあるということをご覧いただけたと思いますけれども、例えば、平成28年に熊本地震がありますけれども、消防が出た延べ人数が1万5,600人くらい。ちなみに警察が2万7,000人強、自衛隊が81万人くらいという規模になっております。

4ページに参ります。こちらは緊急消防援助隊が活動した救助の実績が真ん中の欄にございます。それぞれ最近の災害ごとに書いております。

5ページに参ります。この緊急消防援助隊の基本的な事項を定めたものが、基本計画というのがありまして、中長期的な事業計画になっております。総務大臣が策定しまして、隊の編成、施設の整備に係る基本的な事項について定めておりまして、5年ごとに改定をしております。現在最新の規定が、令和元年から5年までの第4期の基本計画が最新のものとなっております。

その主な内容ですけれども、南海トラフ地震等に備えた体制を確保するというので、先ほどお話ししましたが、登録目標数6,000隊から6,600隊に増強しております。

下の欄に登録部隊数の推移がありますけれども、この基本計画を踏まえて、消防庁長官が地方自治体からの申請に基づき部隊を登録していくものですが、平成7年の部隊発足から、各期ごとに目標数が推移しておりますけれども、登録部隊数も順調に伸びております。ちなみにこの1隊というのは大体1車両4人の隊員で構成されております。

この6,600の数字の考え方ですけれども、南海トラフの被害想定を基にしておりまして、緊急消防援助隊が東日本大震災と同様の活動ができるような数を算出しております。東日本大震災の1日当たり最大の活動数を基に、南海トラフの際にも確保できるような数字ということで、具体的には南海トラフの場合は各県における被害想定がございますので、この被害の程度に応じて応援の種類を3つに分けておりまして、発災後、即時に応援に行く都道府県、地元の被害状況を確認してから応援する県、専ら被害が多くて受援に回る県、それぞれの登録隊数を足し合わせて目標隊数6,600の設定をしております。

次のページに参ります。この基本計画には各隊の種別ごとにそれぞれの目標数が定められております。国としての隊の考え方、緊急消防援助隊をどのように形成していくかという考え方を示しております。例えばこの第4期におきまして増強しておりますのが、主要3小隊と言われます、消火・救助・救急、南トラ地震への対応力の強化ということで目標

を増やしております。それから、下のほうにあります、土砂・風水害機動支援部隊とかNBC災害部隊についての増強も図っております。このように、消防庁のほうから国としての緊急消防援助隊の構成についての基本的な考え方をお示しした上で、実際の配置をしますのが都道府県市町村でありますので、そちらのほうと協議を行いながら、地域の実情に合わせて、迅速な出動ができるような体制を築いておるということでございます。

次のページに参ります。こちらは、近年、豪雨災害が非常に頻発しておるとところを示しております。出動が増えております。

次のページに参ります。第4期計画で形成されました土砂・風水害機動支援部隊の概要です。災害があった場合には、大体PDCAサイクルにより、災害への対応の振り返りを行っていくんですけども、この土砂・風水害機動支援部隊にありますような重機であるとか、このような車両の効果が非常にあったものですから、これを47都道府県に配備する計画にしております。

次のページに参ります。NBC災害即応部隊、こちらは特殊な部隊になりますので、特殊な装備を全国に配備する計画になっております。

次のページに参ります。この登録を進めていくために国として行っているのが財政支援でありまして、一番下にありますように、原則としては市町村消防が整備するものですが、国として財政支援の責任を果たしておるということで、その一つの手法が真ん中にあります補助金です。緊急消防援助隊の活動体制を確保するために必要な補助金、2分の1の補助金を出しております。

それから、一番上にあります無償使用制度、NBC災害テロへの設備であるとか、緊急消防援助隊としては使用するんですが、それ以外の場面で使用がほとんど想定されていないものについて、国として整備をして地方公共団体に無償に使用させる制度というのを持っております。これによりまして、財政支援を行って車両の整備、資機材の整備を進めております。あわせて、緊急消防援助隊の要素であります人員の確保について、地方公共団体の職員でありますので、地方交付税によって措置がされております。

地方財政計画に基づきまして、職員数の実態や緊急消防援助隊の機能強化も踏まえながら、実際の数として増加しておりまして、消防職員の確保についての財政支援というのも行っておるということでございます。

14ページに参ります。最近の緊急消防援助隊の課題ですけれども、活動が長期化しております。ご覧のように、平成23年以降、ほぼ毎年のように10日以上活動を行って

きております。

次のページに参ります。活動が長期化しますとロジが大事になってきます。消防の活動は日頃、大体1日以内で終わるものが多いんですけども、全国規模の派遣になりますと長期になりますので、水・食料の確保であるとか交代の手配ということで、このための拠点機能形成車両というものを無償使用で配備しております。今、47都道府県のうち半分弱程度の配備が終わっております。

17ページに参ります。緊急消防援助隊発足から時間がたちましたので、そろそろ老朽化してくるものがどんどん増えてきております。この更新というのが非常に大事になってきておまして、この無償使用車両の例ですけれども、例えばヘリコプターと書いてありますけれども、このヘリコプターにつきましても、間もなくこの更新の目安の時期を経るということになっております。

説明は以上でございます。

【原官房長】 続きまして、事務局から論点について紹介をお願いします。

【藤田会計課長】 論点2つございます。1つ目が、中長期の事業計画の内容は適切に策定されているか。常態化した補正予算・多額の繰越しから見まして、明確な整備計画の下で事業実施がなされているかという点でございます。もう一つが、成果目標、アウトカム、6,600隊は適切に設定されているのかということでございます。以上です。

【原官房長】 ありがとうございます。

それでは、これから議論に入りたいと存じます。ご発言のある有識者の先生方には挙手をいただきまして、私のほうから指名の上、進めさせていただきたいと存じます。先生方、いかがでしょうか。じゃあ、永久先生。

【永久】 どうもご説明ありがとうございました。

極めて重要なお仕事だと思って認識しておりますけれども、この目標である6,600隊というのはやっぱりいささか気になるわけです。なぜ気になるかということ、全体としては、可能性として潜在的には何隊あるのかということと、その中で何で6,600隊なのか。これって新しくつくっている隊ではないんですよね。何かこう、消防隊が全国にあってそれの中で登録をしていくというような理解でよろしいのかということがまず1点目です。

その後、これ以外の隊というのは、何か緊急の状態が入ったときには、一つの指揮下には入らずに、どのような活動をするのかとか、あるいは装備が整備されていないという

ような状況なのか、その辺りをちょっと教えていただけたらなと思いました。

【説明者】 ありがとうございます。今、お話ありましたように全国には消防の部隊、たくさんございまして、地域の消防活動や災害対応まで、救急業務も行っております。

最初にお話ししましたように、基本的には身近な消防が対応するんですけども、まず、規模が大きくなると県内でお互いに応援して対応する。それでもかなわないような大きな災害になりますと、国全体での対応をしていくということになります。それぞれ消防の役割がありまして、お話ありましたように、緊急消防援助隊は、国家規模で動く際に、地域の消防の力を皆さん結集して動くということになっておりまして、消防隊、消防職員や車両を緊急消防援助隊として登録をしてもらおうという仕組みになっております。ですので、人員とか装備については、それぞれの役割に応じたものがきちんと手配されておりまして、いざ大きな災害になりますと、この緊急消防援助隊という仕組みの中で、一つの指揮の中で活動するというようになっております。

【永久】 質問は、全部として潜在的には何隊あるのですか、消防隊は全部で幾つあるんでしょうかというところなんですけれども、その中で6,600というのは何%ぐらいに当たるのかということも知りたいんですが。

【説明者】 今、正確な数字はないのですけれども、たしか2割とか3割とかくらいの登録の数だったかと思います。ちょっと正確ではないのですけれども、つかみの程度としては、それぐらいの程度が登録されていると認識しています。

【永久】 そうしますと、全体の消防隊がどのような形で配備されているかとか、どのような役割をそれぞれ担っているかというのが分からない状態の中でこれが登録されているということですか。

【説明者】 すみません。全体の状況については、市町村であれば市町村の消防本部が当然つかんでおりますし、国全体ということになれば、消防庁全体ではつかんでおります。今、手元に数字がないということなんですけれども、緊急消防援助隊の登録の考え方としては、先ほどお示ししたように、例えば消防小隊は何千部隊であるとか、全体の部隊数というのは、国としての考え方を示しております。これをつくる際には、当然、国全体での消防の全体の隊数であるとか、どういうものがあるのかというのは承知した上でつくっております。今、手元に数字がなくて大変申し訳ございません。

【永久】 じゃあ、最後に、これは都道府県が、この隊はこの緊急消防援助隊に登録すべきだということで、そういう手続があつてこれになる、登録されるというふうに理解し

てよろしいんですね。

【説明者】 消防を運営しています市町村のほうで、それぞれの部隊があります。そちらの部隊を、市町村の責任でこの部隊を登録したいという申請が参りまして、国のほうで審査をして、要件を満たしておればそれを登録するという形になっております。

【永久】 ということは、全体的にその配分を国レベルでどう配置しようかということは、基本的にはあまり考えられてなくて、下からといいますか、各地方から上がってくるやつを登録しているというあんばい、そういった感じでよろしいのでしょうか。

【説明者】 そうではなくて、まず国全体の数値の考え方を示した上で、もちろん地域のバランスもありますので、各県ごとの配置についても、都道府県ごとにこれ申請がありますけれども、都道府県とよく協議をさせていただきまして、そのバランス、それぞれの部隊の性能もあります。先ほど申したようにNBC災害の対応は全国でやっていただきたいので、そういったことができるような協議をお互いに、国と地方公共団体とコミュニケーションを取りながらこういう形をつくらせていただいております。

【永久】 ありがとうございます。

【原官房長】 それでは、石堂先生。

【石堂】 石堂です。ご説明ありがとうございます。今の永久先生の質問とちょっとかぶるようなところもあるかもしれないんですけども、車両等の設備の整備、これが国の財産の無償使用と補助金で整備していくものがある。また、そのほかに、10ページの資料を見ますと、国の支援を受けて自治体が発行する地方債によっているものもあるし、また、全く自治体が独自財源で整備しているものもあるというような説明もあります。それから、そういった車両設備なんかを運用する人員については交付金で措置されているということで、いただいた数字では、平成18年度以降1万6,600人くらい増員があるんだと。これは6,000部隊というので割り算すると2.7という数字が出ますけども、先ほど言った数字が、この緊急援助隊のためだけの増ではないということのようですから、どうも、何人がこの緊急消防援助隊のための増員になったのかというのははっきりしない。

いずれにしても、この車両とか設備、それから、この人員が日常的には、通常の消防活動の中に、言わば溶け込んで運用されているというふうに見えるんです。つまり、緊急援助隊6,600部隊というんですけども、その全体の輪郭といいますか、それがどうもすっきりとはっきりしてないような感じを受けます。大規模な災害が起きたときに、これまでもそういうものに対処していますから、大丈夫だということなのかもしれないんですけど

ども、だんだん規模が大きくなっていくにしたがって、緊急援助隊の言わば実質的な中身と申しますか、そういうものを担保するためにも、こういう部隊についてはある程度、その独立性を保つような仕組みを持ってないと、招集をかけたときに各自治体がどぎまぎすることが起きてくるんじゃないかという気がするんですけども、その辺、どんなお考えでいるのかというのが1点です。

もう一つは事業レビュー、事業シートのレビューシートのアウトカムの設定なんですけれども、これは部隊数、今は6,600を目指すということがアウトカムになっていて、この部隊数が確保できればということになっているんですけども、先ほど言いましたように、日常的な活動の中に溶け込んでやっているということもありますし、また、補助金をもらってやっていくということもありますので、また、無償使用の部分もあるということで、この部隊をどんどん形成していくということについては、消防庁さんとして、他の事業に見られるようにアウトカムを達成するために大変な努力をしないとできないという性格のものでないのではないかという感じがして、ある意味ではそのアウトカムとしては達成が非常に可能なレベルのものを置いているというふうにも見えるなということがちょっと気になっていまして、その辺どういうふうにお考えになっているか。何か新たに、この緊急援助隊の現在ある実力を推しはかるような新しいアウトカムの設定というようなことを考えておられるかどうかというのが2点目です。

最後、もう一つ、第4期の基本計画についてですけども、資料の6ページですか、基本計画のところがありますが、私は、基本計画を超えるような全体計画はないのかというふうにご質問申し上げたことがあって、それについては、この基本計画が言わば今ある計画そのものなんだというお話でした。資料の6ページに基本計画ということで数字が載っていますけれども、これの左端の隊数のところは、平成30年4月となっています。これは基本計画の期間かといったら、前の基本計画の最後の年からスタートしているところにちょっと違和感を感じたんですけども、実際に平成31年、令和元年の、このスタートの数字というのは6,258部隊というところからスタートしていて、今ここにありますように6,546まで行っている。そうすると、5年間のうち2年間でもう9割達成済みなんです。あと3年間で50くらいやると6,600になっちゃう。

そうすると、そこでちょっと疑問に思うのは、6,600になれば基本計画達成ということで、そこで止めるのか。それとも、もしかしたらこの今進んでいる基本計画というのは、6,600にするぞということじゃなくて、始まったときの6,000から6,600、

要するにこの5年間で600部隊を増強するんだということであったんだろうかと。ちょっとここが新たな疑問として入ってくるんですけども、この3点、お答えいただければありがたいんですが。

【説明者】 ありがとうございます。

最初の件ですけれども、おっしゃるようないろんな支援の措置をしております、地方公共団体そのものが整備する場合がありますし、補助金を使う場合がありますし、国の無償使用の制度を使う場合があります。先ほど最初に説明いたしましたように、消防が市町村消防の原則となっておりますので、日頃の日常のことでしたけれども、通常の消防の業務においても消防の活動をしっかりやっぴいかなきゃいけない、これが基本になりますけれども、大規模な災害がありますと、消防の強みを生かして全国的に消防力を総合するような緊急消防援助隊を派遣するという仕組みをつくっておるわけです。

独立性というのがきちんとあるのかということなんですけれども、この登録の制度というもので、車両、資機材については、緊急消防援助隊として使用すると、そういうためにしっかり管理をしてくれということが明確に分けられております。その際に人員の登録もしております、緊急消防援助隊出動の求めあるいは指示があったときに、出てこられます人員をきちんと把握して、通常の消防の活動とは区別をしておるところであります。

あと、訓練の話もありますけれども、ブロック単位、全国単位でももちろん、各消防本部においても、消防の応援をする際の訓練というのをやっていただいております、そういう意味で、広域の応援に行く、緊急消防援助隊として活動する際の訓練の技術というものも上げていってもらっておると。そういう意識もそれぞれの隊につけておいてもらうという形で、一定の独立性を持っておりまして、実際の災害にもたくさん出動してもらっていますけれども、一つの緊急消防援助隊としての一体の活動ができておるんじゃないかなというふうに思っております。

2点目のアウトカムについてですけれども、6,600という数字を設定しております、この数字はこれまでの目標数あるいは実績というのを見ていただいて、おおむね堅調に推移しておるところなんですけれども、仕組みといたしましては、国として、旗を振ったから自動的に数字が上がってくるというものにはなっておりません、国としては、財政の支援であるとか、人的な確保に対する支援であるとか、あるいは、こういった隊が必要なんだよという考え方を示す、あるいは技術的なものをお示するという形で進めていって、登録の制度をつくっておるんですけれども、最終的に、これに登録をするかどうか

を決めるのは地方公共団体の側になっておりまして、地方公共団体がこの登録をしていくということに同意するあるいはその行動に出てもらわないと、この登録はできないということになっております。主体は支援をする国と登録をする自治体ということで分かれておりまして、両者で一生懸命協議をして、お互いの意思疎通を図って、結果としては堅調な数字になっておるんですけれども、我々としての努力をした、あるいは地方公共団体の皆さんに努力をしてもらった結果だというふうに思っております。

3つ目の数字についてですけども、6,600という数字で、緊急消防援助隊の隊として6,600という数字でとどめるのかというお話ですけども、おかげさまで堅調に数字は伸びておるんですけれども、先ほど申しましたように、この数字自体は南海トラフの被害想定を基に、6,600あれば東日本大震災並みの活動はできるだろうという数字にはなっておるんですけれども、災害自体、どういうものが起こるか分かりませんし、南海トラフの被害想定自体も非常に幅のあるものになっていまして、今の被害想定でいいますと、これは一番小さい数字を使っております。これで十分に実際の南海トラフの、災害の起こり方にもよりますけれども、災害に対応がし得る十二分の数字かどうかというところは、これから検証が要るのかなと思っておりますが、この6,600というのは一つの目標だとは思っておりますので、必要な数を、考え方に沿って整備してまいりたいなというふうに思っております。

【石堂】 ありがとうございます。最初の部分は、消防庁としてはしようがないのかもしれないかもしれませんが、「登録してあるから大丈夫」で、大丈夫なんだろうかということをやっと気にしているというところでもあります。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、消防というのが、この資料にもありますように市町村消防責任の原則なんだと。その原則、今ある原則は分かりますけども、今、皆さんがお考えになっていること、これがどんどん大きくなっていくと、この原則そのものを見直さなきゃ駄目な時期に来ているというふうに考えることもできるんじゃないかと。これはすぐに方向転換しろとかそういうことではなくて、やっぱり今、ある意味では市町村消防責任の原則と、それを超えるものと、それが言わば二重に存在しつつある状況というふうに見るべきでないかなと思ふのは、これちょっと私の意見として申し上げておきたいと思ひます。

それから、アウトカムが甘いんじゃないかという話については、決して自動的に上がってくるものではないという、これは理解できるんですけども、特に私が注目するのは、設備について補助金を出して整備されるというのと、それよりも、その人員が交付金でこの

援助隊をつくると、手配されるというのは、非常に地方にとってはありがたい話ではないかなと思うんです。そうすると、あえて手を挙げないということを選択するというのは逆に難しいんじゃないかというふうに思いまして、それで、予算さえあれば、手はどんどん挙がってどんどん達成されていくというものではないかなと思ったので、ああいう質問してみましたので、それはそういうふうに理解していただきたいと思います。

最後の質問に対するお答えは、これが南海トラフに対応する「最低限」のものだったというのは、資料のどこにも書いてないような気がするんです。だからこれは最低6,600であり、その分、例えばその1割増し2割増しくらいは、できれば達成したいというんであれば、それをしっかり書いていただければと。

それで、私がこれを聞いたのは、全体計画はないのかということを知ったら、先までのものはないんだと。この5年間の基本計画が言わば全体計画なんだと。そうすると、今目指すのは南海トラフの対策だということで、それがこの6,600で達成できるとすれば、そこから一歩でも踏み出せば、その先の何かがあるから整備するんでしょうという質問につながりますよという意味の質問ですので、今のご説明で、いや、これは最低限だから、今後3年間のうちに6,600を超えても、それをまずい話だと消防庁としては思わないということであれば、それはそれで、そういうことなんだなと納得いたします。以上です。

【藤田会計課長】 先生方、ご議論中に恐縮ですが、コメントシートのほうも併せて記載をお願いします。2時20分頃から回収させていただきます。

【原官房長】 ほかに、末松先生。

【末松】 ご説明いただきありがとうございます。先ほどのお話の中で、この計画の中で自治体においては即時応援、南海トラフのときに即時応援で、地元を確認した上で応援に行く、それから受援、支援を受けるというふうな、3つの考え方で分かれているということでした。

南海トラフにおいてはそのようになっているということは分かったんですけども、それ以外のときに各自治体でこの3つのケースについて、実際に動けるようにトレーニングであるとかプログラムがあるのかどうかというのが一つ。

もう一つなんですけれども、昨今の自然災害で、特に台風のルートが変わっていたりということで、これまで台風が来なかった地域に台風が来ているということは想定されていなかったもので、ゼロベースで、防災も含めて考えていかなければいけない地域が出ています。こういったような、環境の変化に合わせて自治体のほうの状況を確認する、

想定している災害を確認するための情報収集、あるいは情報のアップデートの仕方や頻度について教えてください。

3つ目なんですけれども、先ほど、支援をする主体が国で登録するのは自治体ですというお話がございました。一方で、自治体ですと自分のエリアだけ、結局、経済的に横の連携した自治体であるとか、県とまたがって活動していらっしゃる方が多かったり、あるいは交通網の整備などの関係で、単純に基礎自治体や県などで考えることはできないと思います。そういったところの、地域を超えた、境界線を越えたその考え方というものについて何かお持ちであれば教えてください。

【説明者】 ありがとうございます。6,600隊の考え方として積算の考え方ということで、即時応援するところから、支援を受けるところまで、応援を受けるところまで、3つの形態があってこれを積算していておりますけれども、これは南海トラフでありまして、首都直下の場合、この2つのケースについてはアクションプランというのがありまして、非常に甚大な地震でありますので、それに対する対応というのが即座にできるようなプログラムをつくっております。その中身は柔軟になっておりまして、積算はその3つに分けておるんですけれども、実際の災害がどのように起こるかは分かりませんので、それに応じて柔軟に対応できるようなプログラムになっております。

それから、おっしゃいますように、2点目でありましたように、災害の形態非常に変わってきておりますので、情報交換と情報収集というのは、機敏に、また頻繁に行わなきゃいけないと思っております。平時においても、緊急消防援助隊を持っております消防機関あるいは都道府県との意見交換、そういう会議体を設けたりとか、そのほかの形で意見交換を行って、課題であるとか、どのような災害の対応の状況になっておるのかといったことをしっかり受け止めまして、また、実際の災害の対応がありますと、その振り返りを消防機関の方を含めて行って、対応についての見直しを行っていくということを行っております。

3点目の自治体を超えた連携というのは大変重要になってくると思っております。市町村を超えた場合は、まずは県内で、都道府県という主体がありますので、こちらでしっかり調整をしてもらって、ある程度広域のお互いの連携応援ということができると思いますし、場合によっては、都道府県を越えてそれぞれの都市で協定を結んで、お互いに連携をしていく、応援をしていく、そういったような取組もあります。もちろん国としても、先ほどの情報交換、会議体などを通して、それぞれの地域での課題というのを、またほか

の地域に還元するような取組をしていっております。

【末松】 ありがとうございます。

【原官房長】 それでは、有川先生。

【有川】 私も国民の生命安全にとって大変重要な事業だという認識では共通しております。それだけに、本事業とその効果的で適切な執行というのが必要になってくると思います。それを前提の上で、3点ほど意見を述べたいと思います。

1点は、予算の編成と執行について改善の余地があるのではないかと思う点であります。レビューシートの1枚目を見ていただくと、予算額・執行額の欄で目を引くのは、過去3年度分だけ見ても、当初予算の約4割ぐらゐの金額が補正で追加計上されていて、その大半の部分が翌年度へ繰り越される。これが繰り返されているという状況にあります。

事前勉強会の後、調べていただいたところ、この補助金の部分についてはほとんど影響がなく、繰越しは行われてなくて計画的に執行されているというご見解は示されましたけれども、とすると、レビューシートの4ページを見ていただくと、この資金の流れのうちのBのほうはほとんど繰越し関係してないということになりますと、ますますAのほうの、消防庁直営の物品の製造や、あるいはシステムの構築、改修などについて、補正予算と繰越しが繰り返されているという状況になるかと思えます。

この辺りのことがレビューシートからは非常に分かりにくいので、これらについても分かるようにしていただくと同時に、やはり早期に多額の補正と繰越しの恒常的な繰り返しの体制から脱却していただいて、全体を見通せる事業計画を早期に樹立していただき、計画的な事業執行に努めていただきたいというのが1点目の要望であります。

2点目につきましては、アウトカム指標についての、これまでの各委員からの指摘と共通するんですけども、アウトカム指標に関しての改善点であります。ただ、アウトカム指標の改善といいながら、実はその評価をしなきゃいけないターゲットとなる緊急援助隊の中身、姿がよく見えてこないというところと、共通、リンクする話になりますので、それを念頭にお話をしたいと思います。

アウトカム指標として6,600隊への増隊というのが示されておりますけれども、やはり緊急援助隊そのもの、増隊の中身自体がなかなか見えてこないで、これからその指標を工夫される際には、あるいは緊急援助隊の活動状況を外に向かって説明し、かつ自ら活動を評価していくためには、さらに、援助隊の隊員数や援助隊の編成配置状況、それらの指揮命令システムの整備状況、通常の消防活動との切り分けの状況や隊員の訓練状況、それ

らの結果の訓練度の向上度合い、さらには実際の災害対応の検証と、その検証結果に基づいた運用の見直し状況など、幅広くソフト面の評価や改善状況を指標として工夫することをお願いしたいと思います。これが2点目です。

3点目は、無償使用制度と補助事業の2つの事業手法について、それぞれちょっと要望を申し上げたいと思います。無償使用制度については、地方自治体だけでは通常使用するものではないというような前提では、補助事業と切り分けられておりますので、大規模災害時の管理運営は大体見えるんですけども、常時この無償使用制度の対象になった設備等がどのように管理運用されているのか。この私たちの資料では分かるんですけども、どの程度のものがどのように整備されているのかも含めて、レビューシート等で説明の工夫をしてほしいと思います。

もう一つ、補助事業につきましては、先ほど述べた、繰越しが大変目立つその直営の調達においてその影響もあるのかもしれませんが、一者入札がやや目立ちますし、それについての原因分析が十分行われているかという点も必ずしもそうではないようです。このような状況を踏まえ、補助事業における地方自治体におけるその調達の公正性、競争性が確保されているのかどうか心配になります。補助事業主体だけに任せずに、それらについて交付事業庁である消防庁のほうで十分検証して、その辺を把握していただきたいと思っています。

以上、私のほうから3点要望であります。

【原官房長】 何か消防でコメントないですか。ない。

ほかに先生方、いかがでしょうか。西出先生、特に何かございませんでしょうか。

【西出】 じゃあ、要望をという形でコメントさせてください。どうも説明ありがとうございます。私としては、あえて気になったのは今後の更新の話なんですよね。この部隊数が増えないとしても現状維持でこれから更新を続けていくと、ここ何年かの執行額と同等のお金がこれから永遠に、半永久的に必要となるのか否かというところが、非常に興味があるというか、懸念しているところなんです。したがって、まだ先の話かもしれませんが、今後のこの更新における考え方、目安等々について、レビューシートの中で、これからでも定期的に記載をしていただけたらいいのかなと考えました。以上です。コメントでした。

【原官房長】 ありがとうございます。何か消防庁コメントあれば。何も無いの。

【説明者】 ありがとうございます。更新についてお話しいただいたんですけども、

これまで、無償使用であるとか補助を使いまして整備してきた車両、資機材について更新の時期をもう迎えております。更新にも入りつつあります。そういった意味で更新するというのは大変重要でありますし、多額の予算が必要になってくるなと思っております。

当然、かつて配備したものが全て今必要かと、自動的にそうなるわけではないので必要性についてしっかり整理をしていって、必要なものを整備していかなきゃいけないなと思っております。それでもなお必要な部分については、南海トラフ等の大きな災害があり得ますので、それに対応するような消防力というのをきちんと整備する必要があるなというふうに思っております。

【原官房長】 それでは、北大路座長、何かございませんでしょうか。

【北大路座長】 特にございません。ありがとうございます。

【原官房長】 ほかに、少しまだ時間もあるようですが、先生方、何か追加でご意見でもご要望でも、もしあれば。じゃあ、石堂先生。

【石堂】 先ほども申し上げましたけど、やっぱり、5年ごとに切って、5年先までにはこうやるんだというのではなくて、やっぱり今の更新も含めて、この施策の、今後ずっと続いていくとしたときにどんな展開があるのか、言わば、さらに大きな災害に向けて、新規の整備をやるのは例えばもう無理なら無理ということも含めて、やはりもうちょっと先まで見通した中で、今の施策が進められているという構造にしないと、なかなか、行き当たりばったりという言葉はちょっと失礼かもしれませんが、ここまでなんですと、その先はその先でまた検討しますからということだけでは、どうも何かだんだんもたなくなっていくのではないかなという気しますので、そこはちょっとご留意いただければありがたいと思います。

【原官房長】 ありがとうございます。消防庁、何かコメントお願いします。

【説明者】 先を見据えてということはおっしゃるとおりだなと思います。今、5か年も、それなりの中長期の事業計画だとは思っておるんですけども、先ほど災害の状況もお見せしましたけれども、災害の状況というのも、やはりかなり変わってきております。それというのもしっかり捉えていかなきゃいけないなと思っておりまして、そういった意味で、この5年の基本計画という計画期間にしておりますので、先を見ながらそういう計画をつくっていく、そういう視点を持っていく必要があるなというふうに、今コメントいただいて認識したところでございます。

【原官房長】 ありがとうございます。そのほか、特に何かございますでしょうか。

じゃあ、永久先生、どうぞ。

【永久】 すみません。よろしくお願いいたします。質問だけなんですけども、補足資料の10ページにあるんですが、この「地方公共団体における整備に任せず、国が責任を果たすために、自らが有する財産・物品を地方公共団体に無償で使用させる」というのがありますけども、これ具体的に使用されることってどのぐらいあるんでしょうか。

【原官房長】 消防庁、お願いします。

【説明者】 実際に整備されていたら出動要請に応じて都道府県のほうから出動ということが起こっておりまして、例えば拠点機能形成車でしたら、近いところでしたら令和2年の7月豪雨、それから令和元年のときの大雨とか台風のときにも、都道府県から出動していただいております。それ以外にも津波・大規模風水害対策車、いわゆる大規模な風水害等の対策のものについても、同様に各災害ごとに出動していただいているところございまして、整備をすると、その対象となった都道府県から出動がかかると出動していただいている実績が多いです。以上になります。

【永久】 結構使われているということですよ。

【説明者】 我々としても結構使っていただいていると認識しております。

【永久】 そうですよ。まだ時間があるようでしたら、ちょっと意見になっちゃうんですけど、やっぱり消防って難しいと思うんです。難しいと思うという意味は、この災害みたいな状況になったときに、非常に大きな災害になったときには、地方自治体だけではなかなか厳しい。とって、その指揮命令系統が国で統一された形であるわけではない。ここは自衛隊と違うところですよ。

だけでも、そうした広域、全国的な対応をしなきゃいけないところでどう工夫するかという本当に難しいことをやらなきゃいけない、その状況での工夫だと思うんですが、何かちょっと難しいような状況で、本来はこれ、統一的な指揮命令系統がこういう場合にはあるべきであって。それで、その発生する状況を想定しながら、本当に適切な装備品の配備みたいなことをやっていかなきゃいけない、これって地域、地域に任せてしまっても難しいということだと思うんですよ。

ですから、本当にご苦労されていると思うんですけども、こういう状況においては統一的な指揮命令系統をちゃんと整備して、それに応じた統合的な訓練を定期的に行っていくんだとか、さらには自衛隊と警察とか、そうしたものの統合的な、やられているとは思いますが、そうしたところをもっともっと重点的にやっていく必要があるんじゃないか

なというふうにして伺っていました。意見です。失礼します。

【原官房長】 ありがとうございます。そのほか特にございますか。

それでは、少し時間がありそう。今取りまとめをしていただいておりますので、少しお待ちいただければと思います。

それでは、取りまとめ役の北大路先生から、有識者の先生方に記載いただいたコメントシートから代表的なものをご紹介いただいた後、票数の分布、評価結果案及び取りまとめコメント案をご発表お願いいたします。座長、よろしくお願いいたします。

【北大路座長】 緊急消防援助隊の機能強化に係る評価結果案がまとまりましたので、お諮りいたします。

各先生からいただいた評価結果は、現状どおりが1名、事業内容の一部改善が3名、事業全体の抜本的な改善が2名、そして、廃止がゼロでした。最も多い3名の方が事業内容の一部改善と評価されておりますので、この結果を踏まえまして、本件の評価結果を事業内容の一部改善としたいと思っております。

先生方から頂いた主なコメントを要約してご紹介しますと、6名のうち4名の方が、アウトカム指標に関連する指摘をされております。まず、6,600という援助隊登録数を目標とすることの合理性が不鮮明であるというご意見がいくつかありました。これに関しましては、評価論から考えてもアウトカムとするにはあまりにもアウトプットに近いと言わざるを得ません。予算など必要な資源を投入し、仕組みをつくっていけば恐らく達成できてしまう。自動的とは言わないまでも、最終的なアウトカムということにはならないと思われま

より適切な評価として、お一人の先生は、隊員数、配備や指揮命令の系統の整備度、訓練や熟度の程度、など、援助隊の能力を示す指標を設定すべきと指摘されておりますが、同様のご意見を複数いただいております。これをまずとりまとめの1つ目のポイントとしたいと思っております。

次に、3名の方が今の計画では中長期の視点が欠けていると指摘されております。もっと大局的に、中長期的にどのような見通しがあるのか、その見通しを明示することが必要なのではないか、という趣旨のコメントをされております。

また、国家的非常災害ということであれば、全ての消防隊が一つの指揮命令系統の中で統合された対応をするような考え方が必要なのではないかというご意見もありました。そのために、想定する状況に応じて、自衛隊、警察、その他の機関との連携を含めた広域的

で全国的な対応体制をつくり、例えば図上訓練を実施することを考えるなども重要ではないか、という具体的なご提案もいただいております。

さらに複数の先生方から、本来中長期の見通しに基づいたいろいろな実施プランというものが伴うべきだが、そもそもこの登録数6,600が達成された後はどうなるか示すべきだ、とのご指摘がありました。これは誰でも思う疑問かと思います。

3点目は補助事業と無償提供の切り分けなど予算の使い方について透明性が必要なのではないかという指摘です。これに関連する問題ですが、補正予算の比率が多いことと繰越が多いことから適正な調達が行われているのか、調達における競争性などが、国だけでなく地方でも担保できているのか、ということが問われるのではないかとご指摘がございました。

このほかにもたくさんのご意見をいただいておりますが、以上のようなご意見を受けまして、取りまとめのコメント案についてご提案したいと思います。

まず、この事業の目標については、単に緊急消防援助隊の登録数ではなく、より対応能力を表すような指標、アウトカム指標を設定し運用すべきであるというのが1点目です。

2点目として、この事業に関する中長期的な見通しを明示し、それに伴う、その後実施プランについても具体的に示していくべきである。

そして3番目として、過去数年の予算の4割ぐらいが補正であり、またその大半を繰越していることからこの補正予算が多く繰越が多い体制を脱却すべきで、国と地方の両方で調達の透明性の確保を実現することが必要である。

以上の3つのポイントをご提案したいと思いますので、よろしくご議論ください。

【原官房長】 今、座長のほうから取りまとめ案がありましたけども、皆さんよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは座長、大変ありがとうございました。

それでは、これで1件目の事業に係る議論を終えたいと存じます。有川先生はここまでのご参加となります。誠にどうもありがとうございました。

【有川】 ありがとうございました。

【原官房長】 2件目の事業につきましては、この後、14時40分から開始したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。5分間休憩といたします。